

幕 住 防 環 第 46 号

令 和 5 年 9 月 19 日

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 音更町木野大通東13丁目3番地6

氏 名 有限会社 音更環境管理センター

代表取締役 畠山 卓也

令和5年9月8日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

幕別町長 飯田 晴義



記

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
営業所の所在地及び名称		音更町木野大通東13丁目3番地6 有限会社 音更環境管理センター
許 可 期 間		令和5年9月28日から 令和7年9月27日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		幕別町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター
	その他	① 廃棄物が飛散・流出しないようにすること ② 関係法令を遵守すること ③ 収集は分別収集とすること ④ 収集車に番号を表示すること